

「平成 29 年度税制改正 事業承継 M&A への追い風に」

今回は、平成 29 年度の税制改正から、会社分割の時価評価課税の緩和についてご紹介します。この改正は、非上場企業が事業承継に M&A を活用する際の追い風になると期待されています。

1. はじめに～事業承継 M&A と税金

近年、M&A によって親族以外の個人や会社へ事業を承継する例が増えています。しかし時には、M&A の過程で多額の税金が見込まれることもあるので要注意です。

M&A ではシンプルな株式の売買だけでなく、合併や会社分割、株式交換などの組織再編が必要になることもあります。組織再編には、会社の資産負債を時価で評価し直し、帳簿上の価格との差額に譲渡益を課税する「時価評価課税」という税制があります。このため、資産の含み益が大きい会社などでは、税金が多額となる場合があります。

< 組織再編の時価評価課税 >

資産負債の時価評価	対象になる会社（被合併会社など）の資産負債は時価で評価し直し、再編相手の会社（合併会社など）はその時価で資産負債を引継ぐ
時価評価課税	資産負債の時価評価の結果、時価が簿価を上回る差額は、譲渡益として再編対象会社に課税される

2. 税制改正と「税制適格要件」の緩和

では、税制改正では何が見直され、事業承継 M&A にどのような追い風となるのでしょうか？

実は、前述の時価評価課税には、特定の条件を満たせば適用しないという特例が設けられています。その条件を「税制適格要件」といい、この要件が緩和されました。つまり組織再編を伴う M&A を、時価評価課税なしでできる余地が広がりました。

< 時価評価課税：税制適格と非適格 >

税制適格	資産負債の時価評価、時価評価課税は適用されない
税制非適格	原則どおり時価評価課税を受ける

今回の改正の中でも会社分割に係る要件緩和は、非上場企業の M&A を後押しすると期待されています。

3. 会社分割の適格要件の緩和

(1) 一部事業だけの事業承継 M&A

ひとつの会社で二つ以上の事業を行っていることはよくあります。そうした会社では事業承継 M&A にあたって、何らかの事情で全事業を M&A の対象にできなかったり、望まないことがあり、事業を分けて譲渡することになります。方法としては次の二つが考えられます。

売れる（手放せる）事業だけを事業譲渡

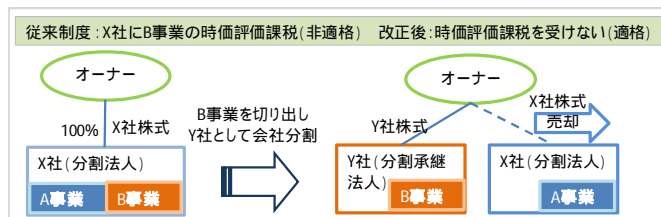
会社を二つに分割して、一方に売れる（手放せる）事業を残し、その会社の株式を売却

しかし、これまではどちらの方法でも時価評価課税を受けるため、資産の含み益によって税金が多額となり、承継のネックとなることがありました。

(2) 適格要件緩和と事業承継 M&A への効果

平成 29 年 10 月 1 日以降は、(1) の方法によってできた新会社（分割承継会社）を分割後も保有し続ければ、分割されたもとの会社を売却しても税制適格が認められます。つまり時価評価課税なしで会社分割と譲渡ができることになりました。

オーナーカンパニーでは、譲受会社から不振事業の除外を求められたり、特定の事業を家業として親族に継がせたいなど、事業を区分して承継したいケースも多いと思います。事業を区分しての M&A がしやすくなったことで、事業承継 M&A を選択する余地は大きく広がったといえます。



なお、分割前にオーナーと親族で被分割会社を支配（議決権 50% 超保有）していたことのほか、従業員や旧事業の継続に係るその他の適格要件も求められるので、詳細は顧問税理士などにご相談下さい。

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各都店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future